

令和6年4月 和水町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年4月10日（水） 午後4時00分から午後5時7分
- 2 開催場所 和水町三加和公民館 講堂
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。（9名）

会 長	1 番	有働憲一					
会長代理者	2 番	金栗孝義					
委 員	4 番	菊川俊二	5 番	吉田広志	7 番	高木修治	8 番 池田弘昭
	9 番	山崎照代	10 番	中畑昇	11 番	池田勝美	
	※6 番：欠番						
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。（1名）
3 番 猪口琢真
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（11名）

江上幸一	樋口哲男	上田憲一	前淵慎一郎	福山修	山下栄次	浦部俊一
牛島宣雄	竹下孝昭	有富博明	吉永剛			
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（5名）
深草哲夫 中嶋孝 井島武士 落合修 石原寛之
- 7 日 程
 - 1 開 会
 - 2 会議成立宣言
 - 3 会長挨拶
 - 4 議事録署名委員の指名
 - 5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農用地利用集積計画について
議案第5号	令和6年度最適化活動の目標の設定等について
報告第1号	中途解約通知書について
報告第2号	和水町農業委員会事務局職員の異動について
 - 6 そ の 他
 - 7 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（3名）

事務局長	中山 寛久（兼庶務係長）
主事	泉 光星
会計年度任用職員	中嶋 康文
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（0名）

事務局 泉

1 開 会

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めます。

まずは、挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。

「こんにちは。」ご着席ください。

それでは、ただ今から、令和6年4月和水町農業委員会総会を開会します。

2 会議成立宣言

本日は、農業委員10名中9名が出席ですので、和水町農業委員会会議規則（以下「会議規則」といいます。）第6条の規定により会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

有働会長、挨拶をお願いします。

会長 有働

みなさん、改めまして「こんにちは。」

3月の和水町農業委員会視察研修、出席していただいた委員の皆さんには、大変お疲れさまでした。お世話になりました。

さて、4月になりまして、会社とか学校とか、人の異動があつています。農業委員会でも前池上局長の後任に中山局長を新しく迎えました。中山局長には、今後とも、農業委員会業務の方をよろしくお願いします。

4月を迎え、新聞やテレビでも報道されていますように、相続登記が義務化されました。これは、農地の相続も関係することです。3年以内に相続登記をしないと罰則の適用もあるようです。

相続登記をしていないと、今後、5年先、10年先は相続する人が増え、20人とか30人とかから手続きのための印鑑をもらうことになるかもしれません。

近所の人から相談を受けた時には、概要などの説明について、よろしくお願いします。

本日は、新年度、4月の総会です。審議の方、よろしくお願いします。

事務局 泉

有働会長、どうもありがとうございました。

会長には、会議規則第4条の規定により、議長と議事の進行をお願いします。

議長 有働

4 議事録署名人の指名

議事に入る前に、議事録署名人の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、4番菊川委員と5番吉田委員をお願いします。

なお、今回は、3月31日及び4月1日付けで人事異動があつておりますので、先に報告第2号から行い、その後に議事に入りたいと思います。

それでは、報告第2号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

報告第2号 和水町農業委員会事務局職員の異動について

3月31日付け及び4月1日付けで人事異動がありましたので、議案審議の前に異動内容の報告と職員の紹介をさせていただきます。

——— 総会資料14ページにて異動の報告 ———

4月1日付けの人事異動で農業委員会へ異動され、事務局長兼庶務係長となられました中山新事務局長より、ご挨拶をお願いします。

事務局	中山	4月1日付けで、農業委員会事務局長を拝命しました中山です。 —— 中山局長の挨拶 ——
事務局	泉	今年度は、この体制で頑張ってまいりますので、引き続きよろしくお願いします。 以上で、報告第2号職員の異動についての報告とさせていただきます。
議長	有働	ありがとうございました。今回の異動で農業委員会事務局へと配属された「中山局長」におかれましては、これから一緒に頑張ってまいりましょう。 それでは、議事に入ります。 速やかに議事が進行できますようご協力をお願いします。
		5 議事 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 この件につきまして、事務局の説明をお願いします。
事務局	泉	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 農地法第3条の規定による農地の使用貸借権設定の許可申請が1件提出されています。 当事者及び土地の所在地等については、議案の1ページをご覧ください。 使用貸借権設定の整理番号1 山十町の貸渡人から山十町の借受人へ 貸渡人は移譲年金を受給中ですが、借受人を同居の孫へ変更されるものです。 この案件は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「地域との調和要件」 全ての審査基準に適合しています。 議案第1号にかかる事務局からの説明は以上となります。
議長	有働	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 議案第1号について、何か質問等はありませんか。 —— 「異議なし」の声 ——
議長	有働	無いようですので、採決をします。 議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。 —— 全員挙手 ——
議長	有働	全員賛成です。 よって、議案第1号については、原案のとおり許可することに決定しました。 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」

農地法第4条の規定による農地の転用許可申請が1件提出されています。
申請人及び土地の所在地等については、議案の2ページをご覧ください。
申請書添付書類については、別添の「転用資料」で確認をお願いします。

整理番号1 露天資材置場

申請人による資材置場への転用許可申請となります。

申請地は、下津原地内にある申請人が経営する造園業の施設裏手に位置する農地であり、近年、耕作はされておらず、少し荒れている状態でした。

転用理由としましては、申請人が営んでいる事業において、現在利用している敷地が手狭になってきたため、申請地を事業用の資材である砂利、砂、樹木等の置場として利用するものです。

露天資材置場としての利用を計画されておりますが、申請地は接する農道より25cm程度低くなっているため、自己労力により碎石等をもって、盛土・整地して利用される計画です。

給排水計画については、転用目的が資材置場のため、給水は計画されていません。また、汚水の発生ありません。雨水については、自然浸透とし、余水は隣接する既存排水路に接続して排水される計画です。

この転用に係る許可基準に照らした結果について説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産性の低い農地」ということで「第2種農地」に該当し、申請地の他に適当な代替地がないと判断されます。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、自己労力により整地等をされますが、自己資金を「残高証明書」を確認したところ、何ら問題はないと思われます。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」については、令和6年12月末日までに工事完了予定であり、問題ないと思われます。

「計画面積の妥当性」は、計画面積から判断すると、妥当であると思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周辺に農地はありますが、日照、通風等の周囲への影響はほとんどないと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼす恐れはないと思われます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。

議案第2号にかかる事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。

続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。

議案第2号整理番号1について、9番山崎委員の報告をお願いします。

9番山崎委員

整理番号1について、9番山崎が報告します。

3月26日の午前10時30分に、私と福山推進委員、事務局員1名、合計3名で現地確認を行いました。

申請地は田園地帯ではありますが、近年は耕作が放棄されており、荒廃が押し迫った場所でした。

申請者の経営する造園業の資材置場として利用したいとのことでした。

資材置場ですので生活用雑排水は発生しません。

雨水については自然浸透とし、余水については側面を流れる排水路へ接続される計画でした。

申請地は周辺農地への日照、通風など影響は無いと判断しました。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第2号につきまして、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。

よって、議案第2号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を付して進達します。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」

農地法第5条の規定による農地の転用許可申請が2件提出されています。

当事者及び土地の所在地等については、議案の3ページをご覧ください。

申請書添付書類については、別添の「転用資料」で確認をお願いします。

整理番号1 駐車場用地（所有権移転）

玉名市の譲渡人から蜻浦の譲受人へ駐車場用地として、贈与による所有権移転を行うものです。

申請地は、住家に隣接する狭小な農地です。転用目的である駐車場については、以前、譲受人が居住する住家を増築した際に、駐車場用地としていた場所がなくなったため、無許可のまま、隣接する当該地に車庫を移設されていたとのことです。この案件は追認案件となりますので、申請書類とともに始末書を提出されています。

給排水計画について、転用目的が駐車場用地であるため給水の計画はありません。雨水は自然浸透され、余水は近くの側溝、川等に接続されています。また、駐車場用地への転用のため、汚水も発生しません。

この転用に係る許可基準に照らした結果について説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産性の低い農地」ということで「第2種農地」に該当しますが、既に転用済みですので、代替性は必要ありません。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」、「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」、「計画面積の妥当性」は、既に転用済みであるため問題ありません。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、周辺に農地はありません。

すが、日照、通風等の周囲への影響はないものと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼす恐れはないと思われます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。
次に整理番号2について説明します。

整理番号2 進入路及び農機具置場（所有権移転）

茨城県の譲渡人から、江田の譲受人へ、進入路及び農機具置場として、売買による所有権移転を行うものです。

申請地は、江田地内の県道沿いにある、譲受人が経営する店の倉庫に隣接する農地ですが、既に倉庫への進入路として、県道から倉庫につながる農地の一部は、コンクリート舗装されている状況でした。この申請については、追認案件となりますので、申請書類とともに始末書を提出されています。

また、既に転用済である通路部分以外の土地については、トラクターや田植機等の農機具置場として利用するよう計画されています。

給排水計画は、転用目的が進入路及び農機具置場であるため、給排水の計画はされていません。雨水の処理については、自然浸透させる計画です。

この転用に係る許可基準に照らした結果について説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は「小集団の生産性の低い農地」ということで「第2種農地」に該当し、進入路となる一部分は転用済みであり、代替性は必要ありませんが、農機具置場予定地についても、申請地の他に適当な代替地がないと判断されます。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、進入路部分は転用済みであり問題なく、農機具置場用地については、「残高証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましても令和6年12月末日までに工事完了予定であり、問題ないと思われます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積であると思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周辺に農地はありますが、日照、通風等、周囲への影響はほとんどないと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼす恐れはないと思われます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。
議案第3号にかかる事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。

続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。

議案第3号整理番号1について、5番吉田委員の報告をお願いします。

5番吉田委員

整理番号1について、5番吉田が報告します。

3月25日の午後1時に、私と上田推進委員、事務局員2名、合計4名で現地確認を行いました。

申請地は蜻浦地内にあり、既に車庫が建設され、車が2台収納されるスペースが確保されていました。

住居と隣接しており、狭小であることも原因となり、現状になったことと思われます。

		生活用雑排水については、車庫ですので発生しません。 雨水については自然浸透とし、余水については側面を流れる排水路へ接続されていました。 申請地は周辺農地への日照、通風など影響は無いと判断しました。 「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われます。 以上で現地確認の報告を終わります。
議長	有働	次に、整理番号2について、江上推進委員の報告をお願いします。
江上推進委員		整理番号2について、江上が報告します。 3月25日の午前10時に、私と猪口委員、事務局員2名、合計4名で現地確認を行いました。 申請地は、江田地内の店舗の倉庫に乗り入れる部分にあり、既にコンクリート舗装されていました。 コンクリート部分以外は畑として残っていましたが、今後は農機具（トラクター）の駐車スペースとして活用したいとのことでした。 既に現状が変わっていることについては、始末書を添付されていますが、農地の転用については細心の注意が必要であると指導しました。 生活用雑排水については、乗り入れ口と機材置場ですので発生しません。 雨水については自然浸透とし、余水については側面を流れる排水路へ接続される計画でした。 申請地は周辺農地への日照、通風など影響は無いと判断しました。 「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われます。 以上で現地確認の報告を終わります。
議長	有働	ただ今、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。 議案第3号につきまして、何か質問等がありましたらお願いします。
8番 池田弘昭委員		8番池田がお尋ねします。 先程から、「転用面積について妥当な面積である」と説明されていますが、妥当な面積とそうでない面積との線引きはどうなっているのですか。
事務局	泉	妥当とそうでない面積とは、許可申請書の中の事業計画や、議案の別添「転用資料写し」として添付させていただいている申請添付書類等を検討して判断しております。 今回、4条の資材置場や5条の駐車場や農機具置場等として転用申請されていますが、事業計画に基づいた、必要な面積に応じた広さの農地であるかどうかで判断しております。
8番 池田弘昭委員		資材置場なら何㎡、駐車場なら何㎡とか、そういう基準はないわけですね。 分かりました。
議長	有働	ほかに質問等はありませんか
		——— 「異議なし」 の声 ———

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって、議案第3号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を付して進達します。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。
なお、賃貸借権設定の整理番号7から9の案件は、農業委員会の委員が関与される案件です。
会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限がありますので、まずは、それらの案件を除いて審議します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

議案第4号「農用地利用集積計画について」
農用地利用集積計画の案件になります。賃貸借権設定の案件が21件、所有権移転の案件が1件提出されています。
この計画にかかる申出人及び土地の所在地等につきましては、議案の4ページから9ページをご覧ください。
なお、賃貸借権設定の整理番号7から9については、農業委員会の委員が関与される案件ですので、まずは、それらを除く案件から説明いたします。
議案の4ページから8ページまでが賃貸借権設定の案件となります。委員の関与がある整理番号7から9を除くと、案件は18件で、農用地利用集積計画書によりますと、新規設定が12件、再設定が6件となっています。
次に、議案の9ページが所有権移転の案件となります。件数は1件で、贈与による所有権移転の案件となります。
これらの計画は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「改正法」といいます。)」附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の各要件を満たしています。
賃貸借権設定の整理番号7から9を除く、議案第4号の説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。
賃貸借権設定の整理番号7から9を除く議案第4号について、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
賃貸借権設定の整理番号7から9を除く議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって、賃貸借権設定の整理番号7から9を除く議案第4号について、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第4号の賃貸借権設定の整理番号7から9について審議します。
この案件は、会議規則第10条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、議長を金栗会長代理に交代いたします。
金栗会長代理よろしくお願いします。

議長
金栗会長代理

議長より代理に指名されました金栗です。スムーズに議事が進行しますよう、よろしくお願いします。
それでは、議案第4号の賃貸借権設定の整理番号7から9について審議します。
会議規則第10条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、本件に関与される関係委員の退室を求めます。

——— 関係委員 退室 ———

議長
金栗会長代理

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

議案第4号の農用地利用集積計画の賃貸借権設定の整理番号7から9の3件について説明いたします。
この計画にかかる申出人及び土地の所在地等につきましては、議案の5ページをご覧ください。
農用地利用集積計画書によりますと、全て再設定となっています。
これらの計画は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「改正法」附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の各要件を満たしています。
議案第4号の賃貸借権設定の整理番号7から9についての説明は以上となります。

議長
金栗会長代理

ただ今、事務局から説明がありました。
議案第4号の賃貸借権設定の整理番号7から9について、何か質問等がありましたらお願いします。

——— 「異議なし」の声 ———

議長
金栗会長代理

無いようですので、採決をします。
議案第4号の賃貸借権設定の整理番号7から9について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長
金栗会長代理

全員賛成です。
議案第4号の賃貸借権設定の整理番号7から9については、原案のとおり承認することに決定しました。
関係委員の入室を許可します。

議長 有働

金栗会長代理については、議長を務めていただきありがとうございました。

次に、議案第5号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

議案第5号 「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」

農業委員会が作成する最適化活動の目標については、国からの通知で、県の農業会議の確認を受けたうえで、総会の決定を経て、公表するとともに知事へ報告することとされたところです。こちらの議案第5号につきましては、3月13日に熊本県農業会議の確認をいただいたところです。

まず、10ページのⅠは、「農業委員会の状況」でございます。令和6年4月1日時点の和水町の農業委員会の体制、農家・農地等の概要を記載しております。表の下※印にありますように、この数字につきましては各面積統計や農林業センサスなどの数値を基に記載をしております。

続いて、11ページのⅡ、「最適化活動の目標」についてです。

(1)の「農地の集積」について、※印に注釈が書いてありますが、※2について、これだけではわかりにくいので、簡単に説明しますと「農地の集積」とは、認定農家や認定農家に準ずる農家、認定新規就農者など、中核となる担い手の農家の方に農地を集めることを言います。

①の「現状及び課題」を見ていただきますと、現状においては、この担い手の農家の方々が、和水町全体の農地の27.3%を耕作されているということです。

なお、この数値につきましては、町農林振興課から情報提供をいただいたものを記載しております。

次に、②の「目標」ですが、熊本県の目標が令和11年度までに集積率を80%とすることを目標に掲げております。あと約6年間で、担い手農家の方々に、和水町の農地の8割を耕作してもらうということでありますので、難しい数字ではあるかと思いますが、県の掲げる目標と合わせて資料のとおり設定させていただきました。

(2)の「遊休農地の解消」、12頁の(3)「新規参入の促進」につきましては、過去の実績を基に設定しております。目標は資料のとおりですが、遊休農地の解消と、新規参入に引き続き取り組んでまいりましょう。

続いて、12ページの、2「最適化活動の活動目標」についてです。

現在、皆様に取り組んでいただいております「活動記録簿」に書いていただいている活動のことです。

(1)の「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」については、国が示している最小の設定日数が6日になっていきますので、6日で設定させていただきました。委員の皆様方におかれましては、これまでどおり、最低でも月に1日の活動記録簿への記入をお願いします。

(2)の「活動強化月間の設定目標」につきましては、利用状況調査、口頭契約の解消、利用権設定の意向確認を強化月間の取組として設定させていただきました。

た。

(3)の「新規参入相談会への参加目標」については、特別に相談会の開催は予定しておりませんが、新規就農予定者等から相談があった際に、地元の委員さんに連絡させていただきますので、同席していただいて、相談等に乗っていただければと思います。

議案第5号の説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
議案第5号について、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって議案第5号については、原案のとおり決定しました。

これで、すべての議事は終了しましたので、報告案件に移ります。
報告第1号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

報告第1号「中途解約通知書について」
農地の使用貸借の中途解約が2件、賃貸借の中途解約が1件提出されました。貸し手、借り手双方合意による解約となります。
通知者及び土地の所在地等については、総会資料の13ページをご覧ください。
なお、これらの案件については、新たな借り手が決まっており、今回の3条申請及び利用権設定でそれぞれ申請をされておりますことを申し添えます。
以上で、報告第1号の報告を終わります。

議長 有働

以上で、本日の議案ならびに報告事案は全て終了しました。
各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

—— 「質問なし」 ——

議長 有働

無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局 中山

有働会長には、議長を務めていただきありがとうございました。

6 その他（連絡事項）

総会資料15ページをご覧ください。
事務局から事務連絡。

7 閉会

ご起立をお願いします。

これをもちまして、令和6年4月和水町農業委員会総会を閉会します。
お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 _____

署 名 委 員 4 番 _____

署 名 委 員 5 番 _____

議事録調製者 中山 寛久
本誌（表紙除く） 13 頁